

砕石工場における自社管理について

砕石工場指定基準による砕石を製造する自社管理工場の運用については次のとおりとする。

1. 品質管理

1) 製造者は3ヶ月に1回、JIS A 5001 (道路用砕石)、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)、舗装設計施工指針、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に定めた品質について試験をし、その規格に適合しなければならない。

また、試験結果については、その都度 (一財) 茨城県建設技術管理センターへ報告すること。

なお、この試験結果については、材料使用届に添付する試験成績書として使用できる。

・粒度 (ふるい分け試験)	(1回/3ヶ月)
・塑性指数 (スラグは除く)	(1回/3ヶ月)
・修正CBR	(1回/3ヶ月)
・突き固め	(1回/6ヶ月)
・呈色判定 (スラグのみ)	(1回/3ヶ月)
・水浸膨張 (スラグのみ)	(1回/3ヶ月)

2) 製造者は、1) に定めた以外に、年に1回 (一財) 茨城県建設技術管理センターにおいて、品質の確認をしなければならない。

2. 試験設備

自社管理工場は、JIS A 5001 (道路用砕石)、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)、舗装設計施工指針、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の次の試験設備を有していなければならない。

- ・ふるい : JIS Z 8801-1 に規定する金属製網ふるいを2組。
- ・突き固め試験機 1 式
- ・室内CBR試験機 1 式
- ・乾燥機 (容量 200 L 程度以上) 1 式
- ・液性・塑性限界測定器 1 式
- ・はかり (感量 1/100g 程度の精度を有するもの) . . . 1 式
- ・CBRモールド 1 式
- ・水浸できる設備 1 式
- ・呈色判定試験及び水浸膨張試験の設備 (鉄鋼スラグ) . . 1 式
- ・単位容積質量試験機 (粒度調整スラグのみ) 1 式
- ・一軸圧縮試験機 (水硬性粒度調整スラグのみ) 1 式

付 則

この基準は、平成26年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成30年 9月 1日から適用する。